

答 申 案 件 の 概 要

件名	公安委員会による苦情申し立て「不受理」事件に関する文書（その2）についての一部開示決定処分に対する審査請求 （情報公開・個人情報保護審査会答申第22号）						
経緯	開示請求年月日	平成25年4月5日	審査請求年月日	平成25年9月18日	担当課	開示決定等	警察本部警務部監察課
	開示決定等年月日	(1) 平成25年5月1日 (2) 平成25年7月22日	諮問年月日	平成25年10月25日		審査請求	公安委員会
対象行政文書	<p>県を被告とする損害賠償請求事件に係る次の文書（以下「本件行政文書」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成25年1月15日付け証拠説明書提出に係る起案及び乙号証（以下「本件行政文書1」という。）</li> <li>原告が提出した「苦情申し立て書」と題する書面（甲第3号証）（以下「本件行政文書2」という。）</li> <li>平成25年2月19日付け準備書面1及び証拠説明書提出に係る起案及び乙号証（ただし、被害届（乙4号証）、捜査報告書（乙5号証）、現場写真（乙6号証の1～23）を除く。）（以下「本件行政文書3」という。）</li> <li>平成25年2月25日付け証拠説明書提出に係る起案及び乙号証（以下「本件行政文書4」という。）</li> <li>原告が提出した「準備書面1に対する反論書」と題する書面（以下「本件行政文書5」という。）</li> </ol>						
本件処分の内容	<p>一部開示決定 （不開示部分）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる部分（以下「本件情報1」という。） <ol style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書1のうち、「原告作成のブログの名称及びブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」</li> <li>本件行政文書3のうち、「原告作成のツイッターのハンドルネーム、原告作成のツイッターの内容がわかる部分、原告作成のツイッターの写しの全部」</li> <li>本件行政文書4のうち、「原告作成のブログの名称、原告作成のブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」</li> <li>本件行政文書5のうち、「原告作成のブログの内容がわかる部分」</li> </ol> </li> <li>次に掲げる部分（以下「本件情報2」という。） 本件行政文書2及び本件行政文書5のうち、「原告の住所又は居所がわかる情報（警察署及び地名）」</li> <li>次に掲げる部分（以下「本件情報3」という。） <ol style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書2のうち、「警部補以下の階級にある警察職員の性別及び身体的特徴」</li> <li>本件行政文書5のうち、「警部補以下の階級にある警察職員の性別」</li> </ol> </li> </ol> <p>（不開示理由） 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第7条第3号（個人情報）該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないものであるため。</p>						
審査請求の趣旨	本件情報1、本件情報2及び本件情報3について開示することを求める。						
審査会の結論	<p>青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書1及び本件行政文書4のうち、「原告作成のブログの名称」</li> <li>本件行政文書2及び本件行政文書5のうち、「警部補以下の階級にある警察職員の性別及び身体的特徴」</li> </ol>						

<条例第7条第3号該当性について>

1 本件情報1について

(1) 条例第7条第3号本文該当性

ア 実施機関は、本件情報1のうち次に掲げる部分について、「本件対象訴訟の原告のブログ及びツイッターは、匿名のユーザー名で開設」されており「特定された個人の属性、私生活等の個人情報等が掲載」されていることから、開示することにより「特定の個人が識別」され、「個人の権利利益が侵害されるおそれ」があると判断し、条例第7条3号に該当するとして不開示とした。

(ア) 本件行政文書1のうち、「原告作成のブログの名称及びブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」

(イ) 本件行政文書3のうち、「原告作成のツイッターの名称、原告作成のツイッターの内容がわかる部分、原告作成のツイッターの写しの全部」

(ウ) 本件行政文書4のうち、「原告作成のブログの名称、原告作成のブログの内容がわかる部分、原告作成のブログの写しの全部」

(エ) 本件行政文書5のうち、「原告作成のブログの内容がわかる部分」

イ しかし、当該不開示とした部分のうち、本件行政文書1及び本件行政文書4の「原告作成のブログの名称」は、原告がブログを作成するに当たり利用した「サービスサイト」の名称のことであり、これを開示したとしても、特定の個人を識別できる情報とは認められない。よって、「個人に関する情報」に該当しないため、条例第7条第3号本文に該当するとは認められない。

ウ 一方、本件情報1のうち、「原告作成のブログの名称」部分以外の部分については、実施機関が本件対象訴訟の原告が作成したブログ等に関する情報であると特定して裁判所に提出した情報であるので、「個人に関する情報」であり、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められた。よって、当該部分は、条例第7条第3号本文に該当すると認められる。

エ 以上から、本件情報1のうち、「原告作成のブログの名称」部分は条例第7条第3号本文に該当せず、当該部分以外の部分は同号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号ただし書イ該当性

ア 審査請求人は、本件情報1について、「インターネットWEB上の閲覧の制限がないサイトにおける原告作成のブログであり、ツイッターである」、「既に自らが、公にしており、なんら個人の権利利益を害するものではない」などを理由として、条例第7条第3号ただし書イに該当する旨を主張している。

イ 当該ブログ等については、実施機関が取得した時点においては、閲覧に特段の制限がなかったものと認められる。しかし、少なくとも平成26年3月7日時点では、ツイッター等が閲覧できない状態にあることが認められるが、本件開示請求時点において、一般的に閲覧可能であったことを示す資料は提供されていない。よって、当該ツイッター等が公の情報であると認めることはできない。

ウ また、上記閲覧できないツイッター等を除くブログがインターネット上で公開されていたとしても、当該ブログは匿名のブログであって、作成者が本件対象訴訟の原告であることを標榜するものではなく、実施機関も、これらを原告作成のものであると特定するまでには、相当の作業を繰り返す必要があったとしているところである。さらに、原告自身も、本件行政文書5において「わたくし個人のブログであり ツイッターであり 今回の裁判と関係ないと思います」と、本件訴訟において自己のものとして当該ブログを公表されたくなかった旨を述べている。よって、当該ブログがインターネット上で公開されていたからといって、原告作成のものであるということまでもがインターネット上で公開されていたと認めることはできない。

エ 以上から、本件情報1（原告作成のブログの名称を除く。）は、条例第7条第3号ただし書イに該当するとは認められない。

## 2 本件情報2について

### (1) 条例第7条本文該当性

ア 実施機関は、本件情報2のうち次に掲げる部分について、「原告の住所又は居所を絞り込むための重要な情報」であり、これを開示することによって「原告の住所の特定に結びつく」ことから「個人に関する情報」に該当するとして不開示とした。

・ 本件行政文書2及び本件行政文書5のうち、「原告の住所又は居所がわかる情報（警察署及び地名）」

イ 本件情報2は、これを開示した場合、本件処分において既に開示した情報と照合することにより、原告が当該警察署管内又は周辺に居住していることが推測される。よって、本件情報2は、原告の居所に関する情報であるので、「個人に関する情報」であり、かつ「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当すると認められる。

ウ よって、本件情報2は、条例第7条第3号本文に該当する。

### (2) 条例第7条第3号ただし書イ該当性

ア 審査請求人は、本件情報2について、「公にされている情報」である。警察署及び地名は個人情報ではなく警察署名及び地名である。」と主張している。

イ しかし、本件情報2は(1)のイで述べたとおり、「個人に関する情報」である。

ウ よって、本件情報2は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

## 2 本件情報3について

### (1) 条例第7条第3号本文該当性

ア 実施機関は、本件情報3のうち次に掲げる部分について、当該情報は、開示することとした場合、「関係者等の一定の範囲の者において知り得る情報と照合」すれば、「該当する個人が特定されるおそれがある」ことから「個人に関する情報」に該当するとして不開示とした。

・ 本件行政文書2及び本件行政文書5のうち、「警部補以下の階級にある警察職員の性別及び身体的特徴」

イ これに対し、審査請求人は、条例第7条3号ただし書ハに掲げる不開示情報は、「警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名」だけであり、「性別及び身体的特徴に関する部分は不開示情報ではない。」と主張する。

ウ しかし、本件情報3を開示することとした場合、関係者等が当該警察職員を特定したとしても、判明するのは当該警察職員が原告に應對したという事実にとまり、これによって当該警察職員の権利利益が害されるとは認められない。よって、本件情報3は、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとは認められない。

よって、本件情報3は、「個人に関する情報」であるが、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと認められる。

エ 以上から、本件情報3は条例第7条第3号本文に該当しない。

## <結論>

以上のとおり、本件情報1及び本件情報3には条例第7条第3号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるが、その余の情報は不開示とすることが妥当である。